

議案第67号説明資料

平成30年12月18日

大磯町町税条例等の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～4
新旧対照表	
一部改正条例第1条関係（大磯町町税条例）	5～20
一部改正条例第2条関係（大磯町町税条例）	21
一部改正条例第3条関係（大磯町町税条例）	22
一部改正条例第4条関係（大磯町町税条例）	23～32
一部改正条例第5条関係（大磯町町税条例の一部を改正する条例）	33～34

税務課

## 大磯町町税条例等の一部を改正する条例

### 1 改正概要

近年の地方税制改正に関連して、地方税法の規定が改正されたことに伴い、個人町民税における控除対象配偶者の定義の変更、法人町民税における税率の引下げ、固定資産税におけるわがまち特例の見直し等、軽自動車税において創設された環境性能割・種別割に関し必要となる規定の整備を行うため、規定の改正を行うものです。

### 2 改正内容

#### (1) 町民税

##### ア 個人町民税均等割の非課税に関する規定の改正【施行日：平成31年1月1日】

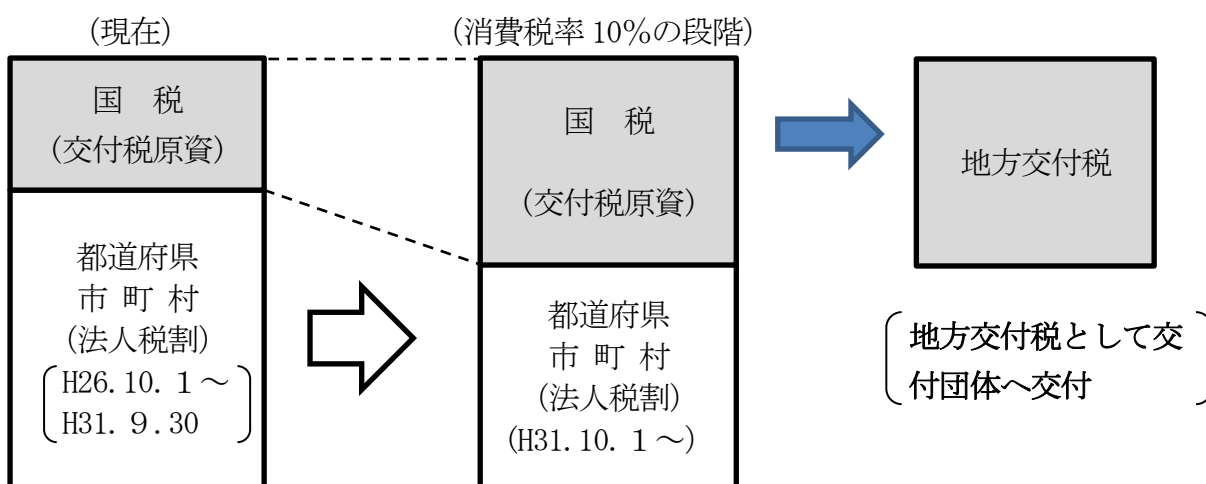
控除対象配偶者の定義が改正され、現行の「控除対象配偶者」に該当するものの名称が「同一生計配偶者」に改められたことに伴い、町税条例においても同様の改正を行います。

##### イ 法人町民税法人税割の税率に関する規定の改正【施行日：平成31年10月1日】

地域間の税源の偏在性を是正することを目的に、消費税率（国・地方）が10パーセントとなる段階において、法人町民税法人税割の税率が引き下げられます。その引下げ相当分が国税化され、地方交付税として市町村に分配されます。

法人の区分 (資本金の額又は出資金の額等)	現行	改正後	差
1億円未満	9.7%	6.0%	▲3.7ポイント
1億円以上10億円未満	10.9%	7.2%	
10億円以上	12.1%	8.4%	

※ 平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用



(2) 固定資産税

ア 固定資産税（償却資産）の地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）<sup>※</sup>の見直し及び削除【施行日：この条例の公布の日】

※ 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）

国が一律で定めていた特例措置の内容を、地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする措置をいう。

(ア) 汚水・廃液処理施設（水質汚濁防止法）

現行（※1）		改正案（※2）	
旧参酌基準	条例割合	新参酌基準	条例割合
1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	1/3	1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	1/2

※1 対象：償却資産（H26. 4. 1～H30. 3. 31に取得）、特例期間：期限なし

※2 対象：償却資産（H30. 4. 1～H32. 3. 31に取得）、特例期間：期限なし

※3 「条例割合」とは、課税標準額に乗ずる割合のこと。この場合の固定資産税額は、課税標準額に条例割合を乗じた額に対し、税率を掛けた金額となる。  
（以下同様）

(イ) 特定再生可能エネルギー発電設備

a 現行

区分	旧参酌基準	条例割合
太陽光	2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	1/2
風力		1/2
水力	1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	1/3
地熱		1/3
バイオマス（20,000kW未満）		1/3

※ 対象：償却資産（H28. 4. 1～H30. 3. 31に取得）、特例期間：3年度分

※ 「太陽光」は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の認定を受けたものを除く（売電は除き、自家消費を目的とした再生可能エネルギー発電設備を導入する事業者が対象）。

※ 「風力」、「水力」、「地熱」及び「バイオマス」は、売電が対象。

b 改正案

区分	新参酌基準	条例割合
太陽光 (1,000kW未満)	2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	1/2
風力 (20kW以上)		1/2
水力 (5,000kW以上)		1/2 【縮減】
地熱 (1,000kW未満)		1/2 【縮減】
バイオマス (10,000kW以上20,000kW未満)		1/2 【縮減】
太陽光 (1,000kW以上)	3/4を参酌して7/12以上11/12以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	7/12 【縮減】
風力 (20kW未満)		7/12 【縮減】
水力 (5,000kW未満)	1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	1/3
地熱 (1,000kW以上)		1/3
バイオマス (10,000kW未満)		1/3

※ 対象：償却資産 (H30.4.1～H32.3.31に取得)、特例期間：3年度分

※ 「太陽光」等の対象は、現行と同様。

(ウ) 特定有害物質排出抑制施設 (土壌汚染対策法)

平成30年4月1日付けで特例措置が廃止されたため、関連規定を削除します。

(3) 軽自動車税

ア 軽自動車税に係る環境性能割及び種別割に係る規定の改正

【施行日：平成31年10月1日】

自動車取得税 (県税) が廃止され、新たに「環境性能割」が創設されるとともに、現行の軽自動車税が「種別割」となることに伴い、関連規定の追加等を行います。

「環境性能割」は、軽自動車の取得時に、取得価額にそれぞれの燃費基準に応じた税率を乗じた額を課すものであり、税率等の必要事項を条例に定めます。

なお、当分の間は、自動車税環境性能割 (県税) と併せて、神奈川県が賦課徴収等の事務を行います。

【環境性能割の税率表】

区分	税率 (自家用車)
電気自動車等	非課税
H32燃費基準+10%達成かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成車	
H32燃費基準達成かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成車	1.0%
上記以外の車	2.0%

#### (4) 規定の整備

##### ア 制定附則<sup>※</sup>・改正附則<sup>※</sup>の整理【施行日：この条例の公布の日】

税目ごとに関連する規定をまとめる等の整理を行うとともに、特例措置が終了するなどして効力を失った規定を削除します。

※ 制定附則

条例の制定当初に規定された附則をいい、条例本則で規定された事項に関する特例や暫定措置を定めるもの。

※ 改正附則

一部改正条例の附則をいい、条例の一部改正の際に必要な特例や暫定措置等を定めるもの。

##### イ 引用条項の整理【施行日：この条例の公布の日、平成31年4月1日】

法令等の改正に伴う引用条項の整理を行います。

##### ウ 用字・用語の整理【施行日：この条例の公布の日】

条例で用いられている用語について、法令等で一般的に用いられている表現に合わせます。

大磯町町税条例 新旧対照表（一部改正条例第1条関係：公布の日時点）

改正案	現行
<p>目次 省略 第1章 総則 第1条・第2条 省略 （町が課する税目） 第3条 町は、<u>普通税</u>として、次に掲げるものを課する。 （1）～（5） 省略 2 町は、<u>目的税</u>として、入湯税を課する。 第4条～第6条 省略 （課税漏れ等に係る町税の取扱い） 第7条 町長は、課税漏れに係る町税又は<u>偽り</u>その他不正の行為により免れた町税があることを発見した場合においては、課税すべき年度（法人税割にあっては、その課税標準の算定期間の末日現在）の税率によってその金額を直ちに徴収する。 第7条の2～第7条の6 省略 （納税証明事項等） 5 第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する<u>条例で定める事項</u>は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。 2 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、<u>大磯町手数料条例（平成12年大磯町条例第2号）</u>に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、<u>交付手数料</u>を徴収しない。</p> <p>第2章 普通税 第1節 町民税 第8条の2～第10条 省略 （法人の均等割の税率） 第11条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p>	<p>目次 省略 第1章 総則 第1条・第2条 省略 （町が課する税目） 第3条 町は<u>普通税</u>として、次に掲げるものを課する。 （1）～（5） 省略 2 町は<u>目的税</u>として、入湯税を課する。 第4条～第6条 省略 （課税漏れ等に係る町税の取扱い） 第7条 町長は、課税漏れに係る町税又は<u>詐偽</u>その他不正の行為により免れた町税があることを発見した場合においては、課税すべき年度（法人税割にあっては、その課税標準の算定期間の末日現在）の税率によってその金額を直ちに徴収する。 第7条の2～第7条の6 省略 （納税証明事項等） 第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。 2 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、<u>証明、閲覧及び謄抄本手数料に関する条例（昭和30年大磯町条例第25号）</u>の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については<u>交付手数料</u>を徴収しない。</p> <p>第2章 普通税 第1節 町民税 第8条の2～第10条 省略 （法人の均等割の税率） 第11条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p>

改正案

現行

法人の区分	税率
(1) 省略 ア～オ 省略	省略
(2) 省略	省略
(3) 省略	省略
(4) 省略	省略
(5) 省略	省略
(6) 省略	省略
(7) 省略	省略
(8) 省略	省略
(9) 省略	省略

法人の区分	税率
<u>1</u> 省略 ア～オ 省略	省略
<u>2</u> 省略	省略
<u>3</u> 省略	省略
<u>4</u> 省略	省略
<u>5</u> 省略	省略
<u>6</u> 省略	省略
<u>7</u> 省略	省略
<u>8</u> 省略	省略
<u>9</u> 省略	省略

2 省略

第12条 省略

(法人の町民税の課税の特例)

第12条の2 省略

2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額が1億円未満又は1億円以上10億円未満であるかどうかの判定は、各事業年度又は各連結事業年度の終了の日（法第321条の8第1項前段の規定（法人税法第72条第1項又は同法第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。）により申告納付すべき法人の町民税にあっては、その事業年度の開始の日から6か月の期間の末日）の現況による。

(寄附金税額控除の対象とする寄附金)

第12条の3 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、神奈川県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体で神奈川県が指定するものに対する次に掲げる寄附金で、住民の福祉の増進に寄与すると認められるものとする。

(1)・(2) 省略

2 省略

第12条 省略

(法人の町民税の課税の特例)

第12条の2 省略

2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額が1億円未満又は1億円以上10億円未満であるかどうかの判定は、各事業年度又は各連結事業年度の終了の日（法第321条の8第1項前段の規定（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第88条の規定が適用される場合に限る。）により申告納付すべき法人の町民税にあっては、その事業年度又は各連結事業年度開始の日から6か月を経過した期間の末日）の現況による。

(寄附金税額控除の対象とする寄附金)

第12条の3 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、神奈川県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体で神奈川県が指定するものに対する次に掲げる寄附金で、住民の福祉の増進に寄与すると認められるもの。

(1)・(2) 省略

ㄥ

改正案	現行
<p>第13条 省略 (個人の町民税の納期)</p> <p>第14条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 12月1日から同月28日まで</p> <p>2 省略</p> <p>第15条～第17条 省略 第2節 固定資産税</p> <p>第18条 省略 (固定資産税の非課税等の申告)</p> <p>第18条の2 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3、第11号の4又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、当該固定資産の用途その他町長が必要があると認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該各号に掲げる固定資産が当該固定資産の使用者の所有に属しないものであるときは、当該固定資産を当該使用者に無料で使用させていることを証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により、申告書を提出した固定資産で法第348条第2項本文の規定の適用を受けるものについて、同項各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。</p> <p>第18条の3～第20条 省略 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<sup>あん</sup>按分の申出)</p> <p>第20条の2 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 前3項の申出書には、当該申出が当該共用土地納税義務者又は特定被災共用土地納税義務者(前項の規定により読み替えて適用される第2項の申</p>	<p>第13条 省略 (個人の町民税の納期)</p> <p>第14条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 12月1日から同月28日まで</p> <p>2 省略</p> <p>第15条～第17条 省略 第2節 固定資産税</p> <p>第18条 省略 (固定資産税の非課税等の申告)</p> <p>第18条の2 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3、第11号の4又は第12号の固定資産について同条同項本文の規定の適用を受けようとする者は、当該固定資産の用途その他町長が必要があると認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該各号に掲げる固定資産が当該固定資産の使用者の所有に属しないものであるときは、当該固定資産を当該使用者に無料で使用させていることを証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により、申告書を提出した固定資産で法第348条第2項の規定の適用を受けるものについて、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。</p> <p>第18条の3～第20条 省略 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<sup>あん</sup>按分の申出)</p> <p>第20条の2 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 前3項の申出書には、当該申出が当該共用土地納税義務者又は特定被災共用土地納税義務者(前項の規定により読み替えて適用される第2項の申</p>



改正案	現行
出書にあつては、特定仮換地等納税義務者) 全員の合意に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。	出書にあつては、特定仮換地等納税義務者) 全員の合意に基づくものである旨を証する書類を添附しなければならない。
第21条・第22条 省略 (固定資産に関する地籍図等の様式等)	第21条・第22条 省略 (固定資産に関する地籍図等の様式等)
第23条 固定資産に関する地籍図、土地使用図、 <u>土壤分類図</u> 及び家屋見取図並びに固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料の様式及び記載事項については、 <u>規則</u> で定める。	第23条 固定資産に関する地籍図、土地使用図、 <u>土壤分類図</u> 及び家屋見取図並びに固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料の様式及び記載事項については <u>規則</u> で定める。
第24条～第25条 省略 第3節 軽自動車税	第24条～第25条 省略 第3節 軽自動車税
第26条 省略 (軽自動車税の税率)	第26条 省略 (軽自動車税の税率)
第27条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。	第27条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 原動機付自転車 ア～ウ 省略	(1) 原動機付自転車 ア～ウ 省略
エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円	エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(二以上の輪距を有する車)にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円
(2)・(3) 省略 (軽自動車税の納期)	(2)・(3) 省略 (軽自動車税の納期)
第28条 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。	第28条 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。
2 町長は、特別の事情がある場合において、 <u>前項</u> の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。	2 町長は、特別の事情がある場合において、 <u>第1項</u> の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。
第29条～第31条 省略 (原動機付自転車等の標識の交付等)	第29条～第31条 省略 (原動機付自転車等の標識の交付等)
第32条 省略	第32条 省略
2 法第442条の2第3項ただし書又は第443条の規定によって、軽自動車税を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主	2 法第442条の2第3項ただし書又は第443条の規定によって、軽自動車税を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主

改正案	現行
<p>たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、<u>町長</u>に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車等が法第442条の2第3項ただし書又は第443条の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。</p>	<p>たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に<u>町長</u>に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車等が法第442条の2第3項ただし書又は第443条の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。</p>
<p>3～5 省略</p>	<p>3～5 省略</p>
<p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	<p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>
<p>7 省略</p>	<p>7 省略</p>
<p>8 第1項又は第2項の標識は、これを譲渡し、<u>貸し付け</u>、又は不正に使用してはならない。</p>	<p>8 第1項又は第2項の標識は、これを譲渡し、<u>貸付け</u>、又は不正に使用してはならない。</p>
<p>第4節 町たばこ税 (町たばこ税の普通徴収の納期)</p>	<p>第4節 町たばこ税 (町たばこ税の普通徴収の納期)</p>
<p>第32条の2 普通徴収の方法によって徴収する町たばこ税の納期は、納税通知書で定めるところによる。</p>	<p>第32条の2 普通徴収の方法によって徴収する町たばこ税の納期は、納税通知書の定めるところによる。</p>
<p>第5節～第7節 省略</p>	<p>第5節～第7節 省略</p>
<p>第3章・第4章 省略</p>	<p>第3章・第4章 省略</p>
<p>第5章 罰則</p>	<p>第5章 罰則</p>
<p>第46条 省略</p>	<p>第46条 省略</p>
<p>第47条・第48条 省略</p>	<p>第47条・第48条 省略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(<u>施行期日</u>)</p>	<p>(<u>施行期日</u>)</p>
<p>第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年度分の町税から適用する。</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年度分の町税から適用する。 (<u>旧条例の廃止</u>)</p>

改正案	現行																																						
<p>(旧条例の廃止)</p> <p>第2条 大磯町町税条例(昭和30年大磯町条例第9号。次条及び第4条において「旧条例」という。)は、廃止する。</p>	<p>2 大磯町町税条例(昭和30年大磯町条例第9号。以下「旧条例」という。)は廃止する。</p>																																						
<p>(経過措置)</p> <p>第3条 旧条例の規定により課し、又は課すべきであった町税については、前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>(経過規定)</p> <p>3 旧条例の規定により課し、又は課すべきであった町税については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>																																						
<p>第4条 この条例の施行の日前に旧条例又はこれに基づく規則の規定によってした承認、指定、申告、申請、届出その他の処分又は手続でこの条例又はこれに基づく規則に相当の規定があるものについては、前条に規定するものを除き、この条例又はこれに基づく規則の相当の規定によってした相当の処分又は手続とみなす。</p>	<p>4 この条例の施行日前に旧条例又はこれに基づく規則の規定によってした承認、指定、申告、申請、届出その他の処分又は手続でこの条例又はこれに基づく規則に相当の規定があるものについては、前項に規定するものを除き、この条例又はこれに基づく規則の相当の規定によってした相当の処分又は手続とみなす。</p>																																						
<p>(平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税の均等割の特例)</p>	<p>(軽自動車税の税率の特例)</p>																																						
<p>第5条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税の均等割の税率は、第9条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。</p>	<p>5 昭和60年2月15日前に軽自動車税の納税義務者が取得した第27条第1号エに掲げる軽自動車等に該当するものに対する同号の規定の適用については、当分の間、同号エ中「2,500円」とあるのは、「1,000円」と読み替えるものとする。</p>																																						
<p>(固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。</p>	<p>6 平成元年度分及び平成2年度分の軽自動車税に限り、電気を動力源とする軽自動車等で内燃機関を有するもの以外のものに対する第27条及び前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>																																						
<p>(1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1155 938 1464 970">第27条第1号</td> <td data-bbox="1473 938 1783 970">1,000円</td> <td data-bbox="1792 938 2101 970">700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1473 976 1783 1008">1,200円</td> <td data-bbox="1792 976 2101 1008">1,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1473 1015 1783 1046">1,600円</td> <td data-bbox="1792 1015 2101 1046">1,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1473 1053 1783 1085">2,500円</td> <td data-bbox="1792 1053 2101 1085">2,300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 1091 1464 1123">第27条第2号</td> <td data-bbox="1473 1091 1783 1123">2,400円</td> <td data-bbox="1792 1091 2101 1123">2,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1473 1129 1783 1161">3,100円</td> <td data-bbox="1792 1129 2101 1161">2,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1473 1168 1783 1200">5,500円</td> <td data-bbox="1792 1168 2101 1200">5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1473 1206 1783 1238">7,200円</td> <td data-bbox="1792 1206 2101 1238">6,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1473 1244 1783 1276">3,000円</td> <td data-bbox="1792 1244 2101 1276">2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1473 1283 1783 1315">4,000円</td> <td data-bbox="1792 1283 2101 1315">3,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1473 1321 1783 1353">1,600円</td> <td data-bbox="1792 1321 2101 1353">1,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1473 1359 1783 1391">4,700円</td> <td data-bbox="1792 1359 2101 1391">4,300円</td> </tr> </tbody> </table>			第27条第1号	1,000円	700円		1,200円	1,100円		1,600円	1,400円		2,500円	2,300円	第27条第2号	2,400円	2,200円		3,100円	2,800円		5,500円	5,200円		7,200円	6,500円		3,000円	2,900円		4,000円	3,600円		1,600円	1,400円		4,700円	4,300円
第27条第1号	1,000円	700円																																					
	1,200円	1,100円																																					
	1,600円	1,400円																																					
	2,500円	2,300円																																					
第27条第2号	2,400円	2,200円																																					
	3,100円	2,800円																																					
	5,500円	5,200円																																					
	7,200円	6,500円																																					
	3,000円	2,900円																																					
	4,000円	3,600円																																					
	1,600円	1,400円																																					
	4,700円	4,300円																																					
<p>(2) 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1</p>																																							
<p>(3) 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合 4分の3</p>																																							
<p>(4) 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p>																																							
<p>(5) 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p>																																							
<p>(6) 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p>																																							
<p>(7) 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p>																																							
<p>(8) 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する</p>																																							

改正案	現行	
<p>条例で定める割合 2分の1</p>	<p>第27条第3号</p>	<p>4,000円 3,600円</p>
<p>(9) 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合 12分の7</p>	<p>前項</p>	<p>1,000円 700円</p>
<p>(10) 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合 12分の7</p>	<p>7 平成元年度分及び平成2年度分の軽自動車税に限り、昭和62年運輸省令第3号による改正後の道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第31条第2項の規定の適用を受ける軽自動車のうち同項の表の第3号に掲げるもの(同号に規定する2サイクルの原動機を有するものを除く。)で同項及び同条第3項の基準に適合するものに対する第31条第2号の規定の適用については、同号ア(ウ)中「3,000円」とあるのは「2,900円」と、「4,000円」とあるのは「3,600円」と読み替えるものとする。 (平成10年度分の普通徴収に係る個人の町民税に関する特例)</p>	
<p>(11) 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合 3分の1</p>	<p>8 平成10年度分の普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税における法附則第3条の5第1項の適用については同項中「第320条本文」とあるのは「第320条ただし書」と、「1月中」とあるのは「12月中」とする。 (特別土地保有税の課税標準の特例)</p>	
<p>(12) 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合 3分の1</p>	<p>9 土地の取得の日の属する年の翌々年(当該土地の取得の日が1月1日である場合にあっては、同日の属する年の翌年)の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、当分の間、法第593条第1項の土地の取得価額又は修正取得価額(施行規則附則第8条の5第1項に規定する額(当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあっては、当該各号に掲げる額)をいう。)のいずれか低い金額とする。</p>	
<p>(13) 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合 3分の1</p>	<p>(1) 宅地評価土地(法附則第20条に規定する宅地評価土地をいう。以下同じ。) 当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に1.428を乗じて得た額</p>	
<p>(14) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合 3分の1</p>	<p>(2) 宅地評価土地以外の土地 当該宅地評価土地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に当該年度の初日の属する年の前年分の当該宅地評価土地以外の土地に係る評価倍率(土地評価審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令(平成3年大蔵省令第33号)第2条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。)を乗じ、更に1.25を乗じて得た</p>	
<p>(15) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合 零 (固定資産税の減額に関する特例)</p>	<p>第7条 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	
<p>第8条 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>		
<p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p>		
<p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p>		
<p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p>		
<p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p>		
<p>(5) 耐震改修に要した費用</p>		
<p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>		

改正案	現行						
<p>2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>（平成30年度から平成32年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置）</p> <p>第9条 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</p> <p>（軽自動車税の税率の特例）</p> <p>第10条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第27条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>額（評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあつては、町長が適当であると認める率を乗じて得た額）</p> <p>（平成10年度分の個人の町民税の納期に関する特例）</p> <p>10 平成10年度分の個人の町民税に限り、第14条第1項の規定の適用については、同項中「6月1日から同月30日まで」とあるのは、「7月1日から同月31日まで」とする。</p> <p>（平成11年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置）</p> <p>11 地方税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第27号）附則第8条の規定に基づき、平成11年度分の固定資産税について、法附則第18条の4の規定は、適用しない。</p> <p>（平成12年度から平成14年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置）</p> <p>12 地方税法等の一部を改正する法律（平成12年法律第4号）附則第10条第1項の規定に基づき、平成12年度から平成14年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</p> <p>（平成15年度から平成17年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産の経過措置）</p> <p>13 地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）附則第13条第1項の規定に基づき、平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</p> <p>（平成17年度分の個人の町民税の均等割の特例）</p> <p>14 平成17年度分の個人の町民税に限り、平成17年1月1日現在において、町内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で町内に住所を有するものに係る第9条の規定の適用については、同条中「3,000円」とあるのは、「1,500円」とする。</p> <p>（平成18年度分の個人の町民税の均等割の特例）</p> <p>15 平成18年度分の個人の町民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）第1条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）の施行地に住所を有し</p>						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 1316 555 1355">第2号ア(イ)</td> <td data-bbox="564 1316 837 1355">3,900円</td> <td data-bbox="846 1316 1106 1355">4,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1355 555 1390">第2号ア(ウ)</td> <td data-bbox="564 1355 837 1390">6,900円</td> <td data-bbox="846 1355 1106 1390">8,200円</td> </tr> </tbody> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円	
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円					
第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円					

改正案			現行		
	10,800円	12,900円	ない者を除く。)に係る新条例第9条の規定の適用については、同条中「3,000円」とあるのは、「1,000円」とする。 (平成19年度分の個人の町民税の均等割の特例)		
	3,800円	4,500円			
	5,000円	6,000円			
2	法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		16	平成19年度分の個人の町民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新条例第9条の規定の適用については、同条中「3,000円」とあるのは、「2,000円」とする。 (住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	
	第2号ア(イ)	3,900円	1,000円		
	第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円		
		10,800円	2,700円		
		3,800円	1,000円		
		5,000円	1,300円		
3	法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		17	法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 耐震改修が完了した年月日 (5) 耐震改修に要した費用 (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 (平成18年度から平成20年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置)	
	第2号ア(イ)	3,900円	2,000円		
	第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円		
		10,800円	5,400円		
		3,800円	1,900円		
		5,000円	2,500円		
4	法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		18	地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第15条第1項の規定に基づき、平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。 (平成21年度から平成23年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途宅地等に対して課する固定資産税の経過措置)	
			19	地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第9条第	

改正案			現行
第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	1項の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。 (平成24年度から平成26年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置)
第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円	
	10,800円	8,100円	
	3,800円	2,900円	
	5,000円	3,800円	
5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			20 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第10条第1項の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。 (平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税の均等割の特例)
6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			21 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税の均等割の税率は、第9条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。 (固定資産税の課税標準の特例)
7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (特別土地保有税の課税標準の特例)			22 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 (固定資産税の課税標準の特例)
第11条 土地の取得の日の属する年の翌々年(当該土地の取得の日が1月1日である場合にあっては、同日の属する年の翌年)の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、			23 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 24 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 25 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 (耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)
			26 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第

改正案	現行															
<p>当分の間、法第593条第1項の土地の取得価額又は修正取得価額（施行規則附則第8条の5第1項に規定する額（当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあっては、当該各号に掲げる額）をいう。）のいずれか低い金額とする。</p> <p>(1) 宅地評価土地（法附則第20条に規定する宅地評価土地をいう。以下同じ。） 当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に1.428を乗じて得た額</p> <p>(2) 宅地評価土地以外の土地 当該宅地評価土地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に当該年度の初日の属する年の前年分の当該宅地評価土地以外の土地に係る評価倍率（土地評価審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令（平成3年大蔵省令第33号）第2条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。）を乗じ、更に1.25を乗じて得た額（評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあっては、町長が適当であると認める率を乗じて得た額）</p>	<p>24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由（軽自動車税の税率の特例）</p> <p>27 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第27条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1151 855 2096 1050"> <tbody> <tr> <td>第27条第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>第27条第2号ア(ウ)</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	第27条第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第27条第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円
第27条第2号ア(イ)	3,900円	4,600円														
第27条第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円														
	10,800円	12,900円														
	3,800円	4,500円														
	5,000円	6,000円														
	<p>28 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1151 1248 2096 1362"> <tbody> <tr> <td>第27条第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>第27条第2号ア(ウ)</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> </tbody> </table>	第27条第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第27条第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円		10,800円	2,700円						
第27条第2号ア(イ)	3,900円	1,000円														
第27条第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円														
	10,800円	2,700円														



改正案	現行			
		3,800円	1,000円	
		5,000円	1,300円	
	<p>29 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、第32項及び第33項において同じ。）に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	第27条第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
	第27条第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円	
		10,800円	5,400円	
		3,800円	1,900円	
		5,000円	2,500円	
	<p>30 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	第27条第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
	第27条第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円	
		10,800円	8,100円	
	3,800円	2,900円		
	5,000円	3,800円		
<p>31 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第28項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ</p>				

改正案	現行
	<p>る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>32 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第29項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>33 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第30項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（平成27年度から平成29年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置）</p> <p>34 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</p> <p>（固定資産税の税額の特例）</p> <p>35 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、<math>\frac{2}{3}</math>とする。</p> <p>（固定資産税の課税標準の特例）</p> <p>36 法附則第15条第32項第1号イに規定する条例で定める割合は、<math>\frac{1}{2}</math>とする。</p> <p>37 法附則第15条第32項第1号ロに規定する条例で定める割合は、<math>\frac{1}{2}</math>とする。</p> <p>38 法附則第15条第32項第2号イに規定する条例で定める割合は、<math>\frac{1}{3}</math>とする。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>附 則 (抄)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>(1) <u>第 1 条及び第 5 条並びに附則（附則第 3 項及び附則第 8 項から附則第 10 項までを除く。）の規定 この条例の公布の日</u></p> <p>(2)～(4) <u>省略</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この附則に特別の定めがあるものを除くほか、第 1 条の規定による改正前の大磯町町税条例の規定により課し、又は課すべきであった町税については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>省略</u> <u>(固定資産税に係る経過措置)</u></p> <p>4 <u>平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 3 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>39 <u>法附則第15条第32項第 2 号ロに規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</u></p> <p>40 <u>法附則第15条第32項第 2 号ハに規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</u></p> <p>41 <u>法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</u> <u>(平成30年度から平成32年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置)</u></p> <p>42 <u>地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 3 号）附則第22条第 1 項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の 3 の規定は、適用しない。</u> <u>(固定資産税の課税標準の特例)</u></p> <p>43 <u>法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。</u></p>

改正案		現行
5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。		
6 第1条の規定による改正後の大磯町町税条例（以下「第1条改正条例」という。）附則第9条の規定は、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 （軽自動車税に係る経過措置）		
7 附則第1項第1号に規定する施行の日から平成31年9月30日までの期間における、平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る第1条改正条例第27条及び第1条改正条例附則第10条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第1条改正条例第27条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第1条改正条例第27条第2号ア(ウ)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
第1条改正条例附則第10条第1項	第27条	大磯町町税条例等の一部を改正する条例（平成30年大磯町条例第号。以下この項において「平成30年改正条例」という。）附則第7項の規定により読み替えて適用される第27条
第1条改正条例附則第10条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成30年改正条例附則第7項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円

改正案

現行

第1条改正条例附則第10条第1項の表第2号ア(ウ)の項	第2号ア(ウ)	平成30年改正条例附則第7項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(ウ)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

8～10 省略

大磯町町税条例 新旧対照表 (一部改正条例第2条関係：平成31年1月1日時点)

改正案	現行
<p>目次 省略            第1章 省略            第2章 普通税                第1節 町民税                (個人均等割の非課税)</p> <p>第8条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が規則で定める金額にその者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に規則で定める金額を加えた金額)</u>以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第9条～第17条 省略                第2節～第7節 省略                第3章～第5章 省略                附 則 省略</p> <p>    <u>附 則 (抄)</u>                <u>(施行期日)</u>                1 <u>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</u>                (1) 省略                (2) 第2条の規定 平成31年1月1日                (3)・(4) 省略</p> <p>2～10 省略</p>	<p>目次 省略            第1章 省略            第2章 普通税                第1節 町民税                (個人均等割の非課税)</p> <p>第8条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が規則で定める金額にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額以下である者に対しては、均等割を課さない。</u></p> <p>第9条～第17条 省略                第2節～第7節 省略                第3章～第5章 省略                附 則 省略</p>

大磯町町税条例 新旧対照表 (一部改正条例第3条関係：平成31年4月1日時点)

改正案	現行
<p>目次 省略                      本則 省略                          附 則                      第1条～第5条 省略                          (固定資産税の課税標準の特例)                      第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。                          (1)～(13) 省略                          (14) 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合 3分の1                          (15) 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合 零                      第7条～第11条 省略                          <u>附 則 (抄)</u>                          <u>(施行期日)</u>                      1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>目次 省略                      本則 省略                          附 則                      第1条～第5条 省略                          (固定資産税の課税標準の特例)                      第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。                          (1)～(13) 省略                          (14) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合 3分の1                          (15) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合 零                      第7条～第11条 省略</p>
<p>(1)・(2) 省略                      (3) 第3条の規定 平成31年4月1日                      (4) 省略                      2～10 省略</p>	

大磯町町税条例 新旧対照表（一部改正条例第4条関係：平成31年10月1日時点）

改正案	現行
<p>目次 省略</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第7条の6 省略 (納税証明事項等)</p> <p>第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する条例で定める事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>2 省略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税</p> <p>第8条の2～第11条 省略 (法人税割の税率)</p> <p>第12条 法人税割の税率は、<u>100分の8.4</u>とする。 (法人の町民税の課税の特例)</p> <p>第12条の2 次の各号に掲げる法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人を除く。）に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 資本金等の額が1億円未満である法人 資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は人格のない社団等 <u>8.4分の2.4</u></p> <p>(2) 資本金等の額が1億円以上10億円未満の法人 <u>8.4分の1.2</u></p> <p>2 省略</p> <p>第12条の3～第17条 省略</p> <p>第2節 省略</p> <p>第3節 軽自動車税 (環境性能割の税率)</p> <p>第26条 <u>次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の</u></p>	<p>目次 省略</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第7条の6 省略 (納税証明事項等)</p> <p>第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する条例で定める事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>2 省略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税</p> <p>第8条の2～第11条 省略 (法人税割の税率)</p> <p>第12条 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。 (法人の町民税の課税の特例)</p> <p>第12条の2 次の各号に掲げる法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人を除く。）に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 資本金等の額が1億円未満である法人 資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は人格のない社団等 <u>12.1分の2.4</u></p> <p>(2) 資本金等の額が1億円以上10億円未満の法人 <u>12.1分の1.2</u></p> <p>2 省略</p> <p>第12条の3～第17条 省略</p> <p>第2節 省略</p> <p>第3節 軽自動車税 (軽自動車税の課税免除)</p> <p>第26条 <u>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車</u></p>



改正案	現行
<p>税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3 （環境性能割の申告納付）</p> <p>第26条の2 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</p> <p>2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。 （環境性能割の減免）</p> <p>第26条の3 町長は、次に掲げる3輪以上の軽自動車のうち必要と認めるものに対し、環境性能割を減免することができる。</p> <p>(1) 公益のため直接専用するものと認められるもの</p> <p>(2) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有するもの（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有するものを含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。以下この号において同じ。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p> <p>(3) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものであるもの</p> <p>(4) その他特別の理由があると認められるもの</p>	<p>（以下「軽自動車等」という。）のうち商品であって使用しないものについては、軽自動車税を課さない。</p>

改正案	現行
<p>2 前項第3号に規定する3輪以上の軽自動車について環境性能割の減免を受けようとする者は、町長に対して、当該3輪以上の軽自動車の提示（町長が、当該3輪以上の軽自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をしなければならない。</p>	
<p>3 第17条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による環境性能割の減免について準用する。 （種別割の課税免除）</p>	
<p>第26条の4 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）のうち商品であって使用しないものについては、種別割を課さない。 （種別割の税率）</p>	
<p>第27条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>（軽自動車税の税率） 第27条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 省略 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車     (ア)・(イ) 省略     (ウ) 4輪以上のもの         a 乗用のもの             営業用 年額 6,900円             自家用 年額 10,800円         b 貨物用のもの             営業用 年額 3,800円             自家用 年額 5,000円 イ 省略 (3) 省略 （種別割の納期）</p>	<p>(1) 省略 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車     (ア)・(イ) 省略     (ウ) 4輪以上のもの         乗用のもの             営業用 年額 6,900円             自家用 年額 10,800円         貨物用のもの             営業用 年額 3,800円             自家用 年額 5,000円 イ 省略 (3) 省略 （軽自動車税の納期）</p>
<p>第28条 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p>	<p>第28条 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p>
<p>2 省略 （種別割に関する申告）</p>	<p>2 省略 （軽自動車税に関する申告）</p>
<p>第29条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「軽</p>	<p>第29条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以</p>

改正案	現行
<p>自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、<u>軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車(以下「原動機付自転車等」という。)の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</u></p>	<p>下「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、<u>施行規則に定める申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</u></p>
<p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について<u>軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車等の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。</u>ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p>	<p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について<u>施行規則に定める申告書を町長に提出しなければならない。</u>ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p>
<p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、<u>軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者であった者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車等の所有者又は使用者であった者にあっては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。</u></p>	<p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、<u>施行規則に定める申告書を町長に提出しなければならない。</u></p>
<p>(種別割に関する報告) 第30条 法第444条第1項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の賦課徴収に関し、町長が必要と認める事項を町長に報告しなければならない。</p>	<p>(軽自動車税に関する報告) 第30条 法第442条の2第2項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の賦課徴収に関し、町長が必要と認める事項を町長に報告しなければならない。</p>
<p>(種別割の減免) 第31条 第26条の3の規定は、<u>種別割の減免について準用する。</u>この場合において、同条中「<u>環境性能割</u>」とあるのは「<u>種別割</u>」と、「<u>3輪以上の軽自動車</u>」とあるのは「<u>軽自動車等</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(軽自動車税の減免) 第31条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものに対し、<u>軽自動車税を減免することができる。</u></p> <p>(1) <u>公益のため直接専用するものと認められる軽自動車等</u></p> <p>(2) <u>身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者</u></p>

改正案	現行
<p>(原動機付自転車等の標識の交付等)</p> <p>第32条 新たに原動機付自転車等に係る軽自動車等の所有者等となった者は、町長に対し、第29条第1項の申告書を提出する際、当該原動機付自転車等の提示(町長が、当該原動機付自転車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。)をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 法第443条第3項ただし書又は法第445条の規定によって、種別割を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車等が法第443条第3項た</p>	<p>と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。)を常時介護する者が運転するものうち、町長が必要と認めるもの(1台に限る。)</p> <p>(3) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>(4) その他特別の理由があると認められる軽自動車等</p> <p>2 前項第2号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、町長が必要と認める書類を提示しなければならない。</p> <p>3 第1項第3号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をしなければならない。</p> <p>4 第17条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による軽自動車税の減免について準用する。</p> <p>(原動機付自転車等の標識の交付等)</p> <p>第32条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車(以下「原動機付自転車等」という。)に係る軽自動車等の所有者等となった者は、町長に対し、第29条第1項の申告書を提出する際、当該原動機付自転車等の提示(町長が、当該原動機付自転車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。)をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 法第442条の2第3項ただし書又は第443条の規定によって、軽自動車税を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車等が法第442</p>

改正案	現行
<p><u>だし書又は法第445条の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。</u></p>	<p>条の2第3項<u>だし書又は第443条の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。</u></p>
<p>3～5 省略</p>	<p>3～5 省略</p>
<p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して種別割が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	<p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>
<p>7・8 省略  第4節～第7節 省略  第3章・第4章 省略  第5章 罰則</p>	<p>7・8 省略  第4節～第7節 省略  第3章・第4章 省略  第5章 罰則</p>
<p>第46条・第47条 省略</p>	<p>第46条・第47条 省略</p>
<p>∞ 第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。  (1) 省略  (2) 法第317条の2第1項若しくは第2項、第13条第2項若しくは第3項、法第328条の7第1項、第24条、<u>第26条の2第1項又は第29条の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった者</u>  (3)～(5) 省略</p>	<p>第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。  (1) 省略  (2) 法第317条の2第1項若しくは第2項、第13条第2項若しくは第3項、法第328条の7第1項、第24条又は第29条の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった者  (3)～(5) 省略</p>
<p>2・3 省略  附 則</p>	<p>2・3 省略  附 則</p>
<p>第1条～第9条 省略  <u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p>	<p>第1条～第9条 省略</p>
<p>第10条 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第6条から第8条までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u>  <u>(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)</u></p>	
<p>第11条 町長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対して</p>	

改正案	現行									
<p>は、環境性能割を課さない。  <u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u></p> <p>第12条 町長は、当分の間、第26条の3の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。  <u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p>第13条 第26条の2の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。  <u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p>第14条 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第26条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>										
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								
<p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第26条（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。  <u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u></p> <p>第15条 町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、徴収取扱費として、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を神奈川県に交付する。  <u>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</u></p>										
<p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第27条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p><u>(軽自動車税の税率の特例)</u></p> <p>第10条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第27条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>									
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> </tbody> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> </tbody> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円			
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円								
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円								

改正案			現行		
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円	第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円		10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円		3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円		5,000円	6,000円
2～7 省略 (特別土地保有税の課税標準の特例)			2～7 省略 (特別土地保有税の課税標準の特例)		
第17条 省略			第11条 省略		
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 第4条並びに附則第3項及び附則第8項から附則第10項までの規定 平成31年10月1日</p> <p>2 省略 (町民税に係る経過措置)</p> <p>3 第4条の規定による改正後の大磯町町税条例(以下「第4条改正条例」という。)第12条及び第12条の2の規定は、附則第1項第4号に規定する施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>4～7 省略</p> <p>8 附則第1項第4号に規定する施行の日以後における、平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する種別割に係る第4条改正条例第27条及び第4条改正条例附則第16条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>					

改正案			現行
第4条改正条例第27条第2号ア(イ)	3,900円		3,100円
第4条改正条例第27条第2号ア(ウ) a	6,900円		5,500円
	10,800円		7,200円
第4条改正条例第27条第2号ア(ウ) b	3,800円		3,000円
	5,000円		4,000円
第4条改正条例附則第16条第1項	第27条	大磯町町税条例等の一部を改正する条例（平成30年大磯町条例第号。以下この項において「平成30年改正条例」という。）附則第8項の規定により読み替えて適用される第27条	
第4条改正条例附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成30年改正条例附則第8項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(イ)	
	3,900円		3,100円
第4条改正条例附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) a の項	第2号ア(ウ) a	平成30年改正条例附則第8項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(ウ) a	
	6,900円		5,500円
	10,800円		7,200円
第4条改正条例附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) b の項	第2号ア(ウ) b	平成30年改正条例附則第8項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(ウ) b	
	3,800円		3,000円
	5,000円		4,000円
9 第4条改正条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1項第4号に規定する施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。			



改正案	現行
<p>10 第4条改正条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	

大磯町町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表（一部改正条例第5条関係：公布の日時点）

改正案	現行																															
附 則 1～12 省略	附 則 1～12 省略																															
	13 <u>平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第27条及び新条例附則第28項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>																															
	<table border="1"> <tr> <td>新条例第27条第2号ア(イ)</td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> <td style="text-align: center;">3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">新条例第27条第2号ア(ウ)</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">7,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> </tr> <tr> <td>新条例附則第28項の表以外の部分</td> <td>第27条</td> <td>大磯町町税条例の一部を改正する条例（平成26年大磯町条例第9号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第13項の規定により読み替えて適用される第27条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新条例附則第28項の表第27条第2号ア(イ)の項</td> <td>第27条第2号ア(イ)</td> <td>平成26年改正条例附則第13項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(イ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,900円</td> <td style="text-align: center;">3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">新条例附則第28項の表第27条第2号ア(ウ)の項</td> <td>第27条第2号ア(ウ)</td> <td>平成26年改正条例附則第13項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(ウ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">7,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> </tr> </table>	新条例第27条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円	新条例第27条第2号ア(ウ)	6,900円	5,500円	10,800円	7,200円	3,800円	3,000円	5,000円	4,000円	新条例附則第28項の表以外の部分	第27条	大磯町町税条例の一部を改正する条例（平成26年大磯町条例第9号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第13項の規定により読み替えて適用される第27条	新条例附則第28項の表第27条第2号ア(イ)の項	第27条第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第13項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円	新条例附則第28項の表第27条第2号ア(ウ)の項	第27条第2号ア(ウ)	平成26年改正条例附則第13項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(ウ)	6,900円	5,500円	10,800円	7,200円	3,800円	3,000円	5,000円	4,000円
新条例第27条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円																														
新条例第27条第2号ア(ウ)	6,900円	5,500円																														
	10,800円	7,200円																														
	3,800円	3,000円																														
	5,000円	4,000円																														
新条例附則第28項の表以外の部分	第27条	大磯町町税条例の一部を改正する条例（平成26年大磯町条例第9号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第13項の規定により読み替えて適用される第27条																														
新条例附則第28項の表第27条第2号ア(イ)の項	第27条第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第13項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(イ)																														
	3,900円	3,100円																														
新条例附則第28項の表第27条第2号ア(ウ)の項	第27条第2号ア(ウ)	平成26年改正条例附則第13項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(ウ)																														
	6,900円	5,500円																														
	10,800円	7,200円																														
	3,800円	3,000円																														
	5,000円	4,000円																														

改正案	現行
<p data-bbox="203 204 376 236"><u>附 則 (抄)</u></p> <p data-bbox="165 240 324 272"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="120 277 1117 352">1 <u>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p data-bbox="136 357 1117 432">(1) <u>第1条及び第5条並びに附則（附則第3項及び附則第8項から附則第10項までを除く。）の規定 この条例の公布の日</u></p> <p data-bbox="136 437 344 469"><u>(2)～(4) 省略</u></p> <p data-bbox="120 474 300 505"><u>2～10 省略</u></p>	